



身体等に障がいのある方の自動車税等の減免について

身体等に障がいのある方のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により自動車税環境性能割及び自動車税種別割又は軽自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

減免の対象となる方の範囲

身体等に障がいのある方で次の範囲の障がいを有する方(以下「身体障がい者の方」といいます。)です。

1 身体障害者手帳の交付を受けている方で下表の範囲の障害を有する方

障がいの区分		要件
視覚障害		1級～4級
聴覚障害		2級・3級
平衡機能障害		3級・5級
音声機能障害		3級 ※喉(こう)頭摘出による音声機能障害がある場合に限ります。
上肢不自由		1級～3級
下肢不自由		1級～6級
体幹不自由		1級～3級・5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級～3級
	移動機能	1級～6級
心臓機能障害		1級・3級・4級
じん臓機能障害		1級・3級・4級
呼吸器機能障害		1級・3級・4級
ぼうこう・直腸機能障害		1級・3級・4級
小腸機能障害		1級・3級・4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～4級
肝臓機能障害		1級～4級

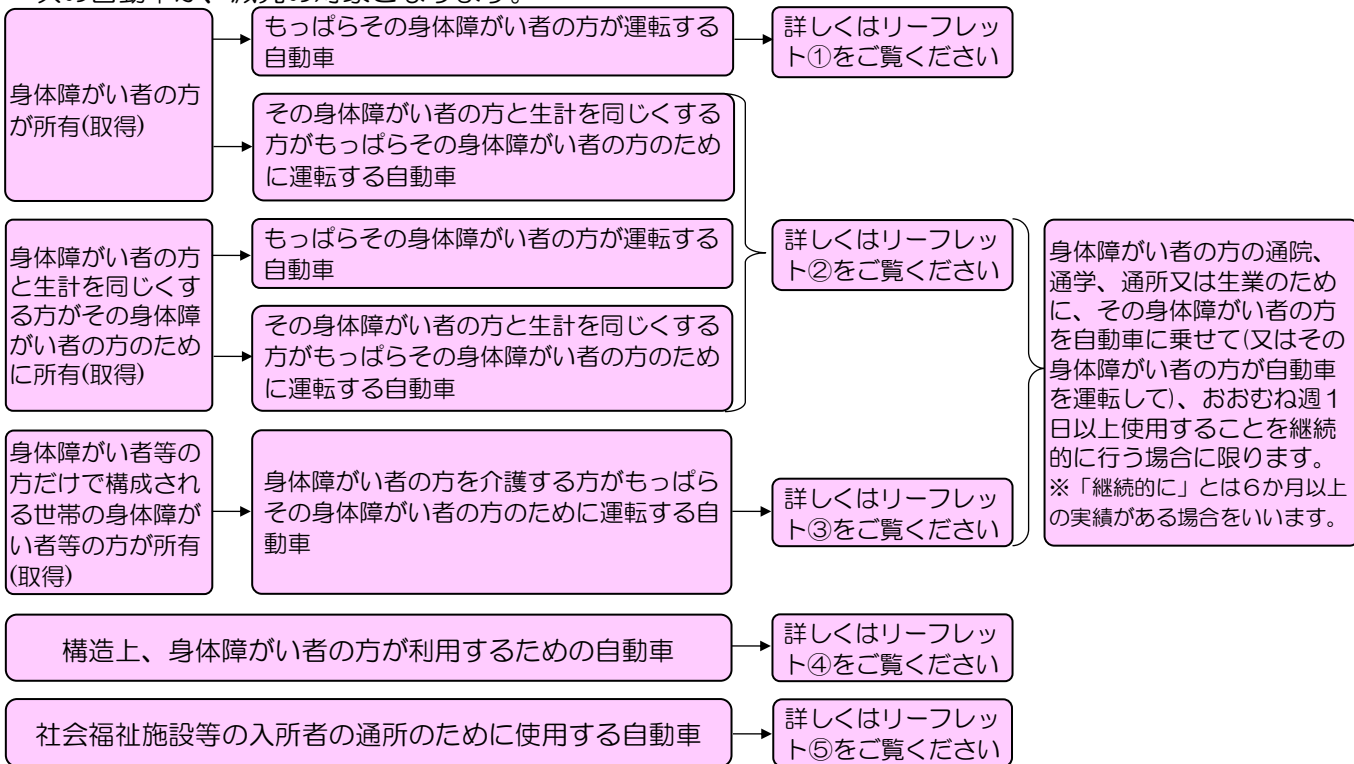
※ 2つ以上の障がいの区分に重複して障がいを有する方は、個々の障がいの区分についていずれかの障がいの等級に該当することが必要です。

- 2 療育手帳の交付を受けている方
- 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(手帳の有効期限が切れていないものに限る。)
- 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で一定の範囲の障がいを有する方

詳しくは、総合振興局、振興局又は道税事務所(以下「総合振興局等」といいます。)にお問い合わせください。

減免の対象となる自動車

次の自動車が、減免の対象となります。



減免の申請期限

次の申請期限までに最寄りの総合振興局等に申請してください。

区 分		申 請 期 限
自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割		自動車の登録日の2か月後
自動車税種別割	4月1日に減免要件に該当している方	自動車税種別割納税通知書の納期限
	年度の途中で減免要件に該当する方	減免要件に該当することになった日の2か月後
	減免自動車を入れ替える方	自動車の登録日の2か月後

※ 必要書類等については、減免の対象リーフレットをご覧ください。

※ 使用状況等に変更がない場合は、2年目以降の申請は省略できます。

自動車税種別割の減免の適用

区 分			減免の適用
新規	4月1日に減免要件に該当している場合		年税額を減免
	年度の途中で減免要件に該当した場合		要件に該当した翌月から月割税額を減免
入替	減免を受けている自動車を入れ替え、新しい自動車を取得した場合(新規登録)	旧車を1か月以内に抹消	旧車 抹消した月まで月割税額を減免 新車 新車を取得した翌月から月割税額を減免
		旧車を移転等	旧車 年税額を減免 新車 翌年度から年税額を減免 (当該年度は月割税額を課税)
	減免替え申請	旧車	新車を取得した月まで月割税額を減免 (新車を取得した翌月から月割税額を課税)
		新車	新車を取得した翌月から月割税額を減免
	減免を受けた後に減免要件に該当しなくなった場合	自動車を他者に移転した場合	年税額を減免 (翌年度から新所有者に年税額を課税)
		要件に該当しなくなった場合	年税額を減免 (翌年度から本人に年税額を課税)

※ 旧車…今まで減免を受けていた自動車 新車…新たに取得した自動車

※ 年度途中で移転により取得した自動車は、翌年度から減免の対象になります。

申請した内容等に変更があったとき

次の例のように、申請した内容に変更があったときは、総合振興局等に連絡をしてください。変更となった内容により、新たに減免申請が必要となる場合があります。

- 婚姻等により氏名を変更した。
- 転居等により住所が変わった。
- 自動車のナンバー変更等により自動車検査証の記載事項を変更した。
- 自動車の運転者を障がいのある方から同居の家族に変更した。
- 上記以外の理由で自動車税種別割納税通知書が届いたが、減免の要件に該当している。

【身体等に障がいのある方及び社会福祉施設等に係る軽自動車税環境性能割の減免について】

税制改正により、令和元年(2019年)10月1日に導入された軽自動車税環境性能割(市町村税)は、当分の間、市町村に代わって北海道が賦課徴収及び減免の事務を行うため、軽自動車税環境性能割の減免申請は、北海道にさせていただくこととなります。

また、軽自動車税環境性能割の減免要件(障害のある方の範囲、対象となる自動車、申請期限、対象となる施設等)は、自動車税環境性能割と同様です。

なお、軽自動車税種別割の減免申請は市町村にすることとなります。

減免の申請先

総合振興局等	電 話 番 号	総合振興局等	電 話 番 号	総合振興局等	電 話 番 号
空知総合振興局	0126-20-0056	日高振興局	0146-22-9061	オホーツク総合振興局	0152-41-0612
深川道税事務所	0164-23-3578	渡島総合振興局	0138-47-9452	北見道税事務所	0157-25-8685
石狩振興局	011-281-7940	檜山振興局	0139-52-6471	紋別道税事務所	0158-24-2626
後志総合振興局	0136-23-1331	上川総合振興局	0166-46-5936	十勝総合振興局	0155-26-9038
小樽道税事務所	0134-23-9444	名寄道税事務所	01654-2-4148	釧路総合振興局	0154-43-9174
胆振総合振興局	0143-24-9585	留萌振興局	0164-42-8418	根室振興局	0153-24-5440
苫小牧道税事務所	0144-32-5286	宗谷総合振興局	0162-33-2520	札幌道税事務所 税務管理部	011-204-5366

【課税取扱庁】〒001-8588 札幌市北区北22条西2丁目

札幌道税事務所自動車税部 電話番号：011-746-1194 ※申請の受け付けも行っています。

自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税環境性能割・課税免除・減免申請書は総合振興局等に備えてあるほか、北海道税務課のホームページにおいてもダウンロードできます。

(北海道税務課ホームページアドレス <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.html>)

身体障がいの方が自動車を所有（取得）し、自ら運転する場合の減免

身体障がいの方が自動車を所有(取得)し、もっばらご自分で運転する場合は、自動車税環境性能割及び自動車税種別割又は軽自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

次のことに留意してください。

○ 身体障がい者の方1人につき自家用の自動車1台に限ります。

※ 「身体障がい者の方」の範囲については、リーフレット「自動車税等の減免について」をご覧ください。

減免申請時に必要な書類等

減免の要件を満たしていることを確認しますので、次の書類等を提出(原本提示)してください。

- | | |
|--|-------------------------------------|
| 1 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割・課税免除・減免申請書(提出) ※窓口にあります | |
| 2 身体障害者手帳等(原本提示) …………… | 身体障がい者の方の確認のため |
| 3 自動車運転免許証(原本提示) …………… | 運転する方の確認のため |
| 4 自動車検査証又は電子車検証及び自動車検査証記録事項（電子車検証と併せて交付されます）(原本提示) …………… | 自家用自動車の所有者及び使用者並びに自動車検査証の有効期間の確認のため |

(自動車を新しく取得する場合は自動車税(環境性能割・種別割)申告書又は軽自動車税(環境性能割)申告書を併せて提出)

- ※1 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、保健所が発行する「精神障害者保健福祉手帳承認通知書」の提示を求め
る場合があります。
- ※2 自動車の使用状況などを確認するために、その他の書類をを求める場合があります。
詳しくは、総合振興局等にお問い合わせください。

減免を受けた後の手続き

1 現況確認照会書、現況回答書及び自動車税種別割納税証明書が届いたとき

減免の要件を満たしていることを確認するため、車検有効期限の約2か月前に現況確認照会書により自動車の使用状況等を照会しますので、現況回答書に必要事項を記入の上、返送してください。

なお、現況回答書の回答内容については、実態確認を行う場合があります。

※ 現況回答書を未提出の方又は住所変更手続きをしていないため現況確認照会書が届かない方は、翌年度から減免を受けることができませんのでご注意ください。

2 継続検査又は構造等変更検査（車検）を受けるとき

1の現況確認照会書に自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）を同封しておりますので、継続検査又は構造等変更検査時にご利用ください。

なお、運輸支局のシステムで自動車税種別割の納税確認ができるため、自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）の提示を省略できます。

3 自動車を入れ替えるとき

上記の「減免申請時に必要な書類」を用意の上、新たに取得した自動車の減免申請を行ってください。

ただし、減免を受けることができる自動車は、身体障がい者の方1人につき1台に限られていますので、新たに取得した自動車（新車）の自動車税環境性能割の減免を受けるためには、新車の登録日から1か月以内に、今まで減免を受けていた自動車（旧車）の移転又は抹消の登録手続きが必要です。

なお、旧車の処理状況により新車、旧車どちらかの自動車に自動車税種別割を課税する場合がありますので、「自動車税種別割の減免の適用」欄をご確認ください。

4 申請した内容に変更があったとき

婚姻等により氏名が変わった、住所が変わった、減免を受けている自動車のナンバーが変わったなど、申請した内容に変更があったときは、総合振興局等に連絡をしてください。

変更となった内容により、新たに減免申請が必要となる場合があります。

なお、道外のナンバーに変更した場合は、新住所地の都府県庁等に手続方法等をお問い合わせください。

5 減免の要件に該当しなくなったとき

自動車を運転しないこととなったなど、減免の要件に該当しなくなったときは、速やかに総合振興局等に連絡してください。

身体障がい者の方と生計を同じくする方が自動車を所有（取得）する場合 又は運転する場合の減免

次の場合には、自動車税環境性能割及び自動車税種別割又は軽自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

- 1 身体障がい者の方が自動車を所有（取得）する場合で、その身体障がい者の方と生計を同じくする方がもっぱらその身体障がい者の方のために自動車を運転するとき
- 2 身体障がい者の方と生計を同じくする方がその身体障がい者の方のために自動車を所有（取得）する場合で
 - ① もっぱらその身体障がい者の方が自動車を運転するとき
 - ② 身体障がい者の方と生計を同じくする方がもっぱらその身体障がい者の方のために自動車を運転するとき

次のことに留意してください。

- 身体障がい者の方の通院、通学、通所又は生業のために、その身体障がい者の方を自動車で乗せて（又はその身体障がい者の方が自動車を運転して）おおむね週1日以上使用することを継続的（6か月以上）に行うことが必要です。
- 身体障がい者の方1人につき自家用の自動車1台に限ります。

※ 「身体障がい者の方」の範囲については、リーフレット「自動車税等の減免について」をご覧ください。

減免の申請手続は、次のとおりです。

なお、身体障がい者の方やご家族のこと、自動車の使用状況などをお聞きすることがありますので、減免の申請手続は身体障がい者の方又はご家族の方が行ってください。

減免申請時に必要な書類等

減免の要件を満たしていることを確認しますので、次の書類等を提出（原本提示）してください。

- | | |
|--|--|
| 1 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割・課税免除・減免申請書（提出） | ※窓口にあります |
| 2 身体障害者手帳等（原本提示） | 身体障がい者の方の確認のため |
| 3 自動車運転免許証（原本提示） | 運転する方の確認のため |
| 4 自動車検査証又は電子車検証及び自動車検査証記録事項（電子車検証と併せて交付されます）（原本提示） | 自家用自動車の所有者及び使用者並びに自動車検査証の有効期間の確認のため |
| <small>（自動車を新しく取得する場合は自動車税（環境性能割・種別割）申告書又は軽自動車税（環境性能割）申告書を併せて提出）</small> | |
| 5 通院証明書、通学証明書、通所証明書、帰宅証明書、通勤証明書等（提出） | 身体障がい者の方のためにおおむね週1日以上運転することを継続的（6か月以上）に行っていることの確認のため |

※ 身体障がい者の方と同居していない場合は、上記の書類等のほかに「身体障がい者の方と生計を一にすることを証する書類」を提出（原本提示）してください。

（例）源泉徴収票、所得税確定申告書、健康保険証（国民健康保険証の場合は事前にご連絡ください）等

※ 1 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、保健所等で発行する生計同一証明書を提出することにより、上記5の書類の提出に代えることができます。

また、保健所が発行する「精神障害者保健福祉手帳承認通知書」の提示を求める場合があります。

※ 2 自動車の使用状況を確認するために、その他の書類を求める場合があります。

詳しくは、総合振興局等にお問い合わせください。

減免を受けた後の手続き

1 現況確認照会書、現況回答書及び自動車税種別割納税証明書が届いたとき

減免の要件を満たしていることを確認するため、車検有効期限の約2か月前に現況確認照会書により自動車の使用状況等を照会しますので、現況回答書に必要事項を記入の上、返送してください。

なお、現況回答書の回答内容については、実態確認を行う場合があります。

※ 現況回答書を未提出の方又は住所変更手続をしていないため現況確認照会書が届かない方は、翌年度から減免を受けることができませんのでご注意ください。

2 継続検査又は構造等変更検査（車検）を受けるとき

1の現況確認照会書に自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）を同封しておりますので、継続検査又は構造等変更検査時にご利用ください。

なお、運輸支局のシステムで自動車税種別割の納税確認ができるため、自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）の提示を省略できます。

3 自動車を入れ替えるとき

上記の「減免申請時に必要な書類」を用意の上、新たに取得した自動車の減免申請を行ってください。

ただし、減免を受けることができる自動車は、身体障がい者の方1人につき1台に限られていますので、新たに取得した自動車（新車）の自動車税環境性能割の減免を受けるためには、新車の登録日から1か月以内に、今まで減免を受けていた自動車（旧車）の移転又は抹消の登録手続が必要です。

なお、旧車の処理状況により新車、旧車どちらかの自動車に自動車税種別割を課税する場合がありますので、「自動車税種別割の減免の適用」欄をご確認ください。

4 申請した内容に変更があったとき

婚姻等により氏名が変わった、住所が変わった、減免を受けている自動車のナンバーが変わったなど、申請した内容に変更があったときは、総合振興局等に連絡をしてください。

変更となった内容により、新たに減免申請が必要となる場合があります。

なお、道外のナンバーに変更した場合は、新住所地の都府県庁等に手続方法等をお問い合わせください。

5 減免の要件に該当しなくなったとき

次の例のように、減免の要件に該当しなくなったときは、速やかに総合振興局等に連絡してください。

- ・ 身体障がい者の方と生計が別になった。
（例 身体障がい者の方が施設に入所し、所得税法上の扶養関係がない場合など）
- ・ 身体障がい者の方の通院、通学、通所又は生業のためにおおむね週1日以上の使用をしなくなった。
- ・ 自動車を運転する方が変わった。

リーフレット③

身体障がい者の方を介護する方が自動車を運転する場合の減免

身体障がい者等の方だけで構成される世帯の身体障がい者等の方が自動車を所有(取得)する場合で、その世帯の身体障がい者の方を介護する方が、その身体障がい者の方のために運転するときは、自動車税環境性能割及び自動車税種別割又は軽自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

次のことに留意してください。

- 「身体障がい者等の方だけで構成される世帯」とは次の世帯をいいます。
 - ・ 減免の対象となる障がい有者の方(身体障がい者の方)だけで構成される世帯(身体障がい者の方が単身で生活する場合を含みます。)
 - ・ 減免の対象となる障がい有者の方(身体障がい者の方)と、身体障害者手帳等の交付を受けている方で減免の対象とならない障がい有者の方だけで構成される世帯
 - 自動車の所有者は、その世帯の身体障がい者等の方であればどなたでも構いません。
 - 身体障がい者の方のために自動車を運転する方は、この場合の「身体障がい者の方を介護する方」に該当します。
 - 身体障がい者の方を介護する方が、その身体障がい者の方の通院、通学、通所又は生業のために、その身体障がい者の方を自動車に乗せて、おおむね週1日以上運転することを継続的(6か月以上)に行うことが必要です。
 - 身体障がい者の方1人につき自家用の自動車1台に限ります。
- ※ 「身体障がい者の方」の範囲については、リーフレット「自動車税等の減免について」をご覧ください。

減免の申請手続は、次のとおりです。

なお、身体障がい者の方やご家族のこと、自動車の使用状況などをお聞きすることがありますので、減免の申請手続は身体障がい者の方又は身体障がい者の方を介護する方が行ってください。

減免申請時に必要な書類等

減免の要件を満たしていることを確認しますので、次の書類等を提出(原本提示)してください。

1 自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税環境性能割・課税免除・減免申請書(提出) ※窓口にあります	
2 身体障害者手帳等(原本提示) ……………	身体障がい者の方の確認のため
3 自動車運転免許証(介護する方のもの)(原本提示) ……………	運転する方の確認のため
4 自動車検査証又は電子車検証及び自動車検査証記録事項(電子車検証と併せて交付されます)(原本提示) ……………	自家用自動車の所有者及び使用者並びに自動車検査証の有効期間の確認のため
5 自動車税等に係る常時介護証明書(提出) ……………	身体障がい者等の方だけで構成される世帯であること、自動車の運転者が身体障がい者の方を介護する方であること及び身体障がい者の方のためにおおむね週1日以上運転することを継続的(6か月以上)に行っていることの確認のため

(自動車を新しく取得する場合は自動車税(環境性能割・種別割)申告書又は軽自動車税(環境性能割)申告書を併せて提出)

《常時介護証明書の発行機関》
 身体障害者手帳、療育手帳…居住地を所管する市町村
 精神障害者保健福祉手帳…居住地を所管する保健所
 ※札幌市は区役所、函館市・旭川市は市役所となります。

- ※1 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、保健所が発行する「精神障害者保健福祉手帳承認通知書」の提示を求める場合があります。
- ※2 自動車の使用状況などを確認するために、その他の書類を求める場合があります。詳しくは、総合振興局等にお問い合わせください。

減免を受けた後の手続き

1 現況確認照会書、現況回答書及び自動車税種別割納税証明書が届いたとき

減免の要件を満たしていることを確認するため、車検有効期限の約2か月前に現況確認照会書により自動車の使用状況等を照会しますので、現況回答書に必要事項を記入の上、返送してください。

- ※ 現況回答書の回答内容については、実態確認を行う場合があります。
- ※ 現況回答書を未提出の方又は住所変更手続をしていないため現況確認照会書が届かない方は、翌年度から減免を受けることができませんのでご注意ください。

2 継続検査又は構造等変更検査(車検)を受けるとき

1の現況確認照会書に自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)を同封しておりますので、継続検査又は構造等変更検査時にご利用ください。

なお、運輸支局のシステムで自動車税種別割の納税確認ができるため、自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)の提示を省略できます。

3 自動車を入れ替えるとき

上記の「減免申請時に必要な書類」を用意の上、新たに取得した自動車の減免申請を行ってください。

ただし、減免を受けることができる自動車は、身体障がい者の方1人につき1台に限られていますので、新たに取得した自動車(新車)の自動車税環境性能割の減免を受けるためには、新車の登録日から1か月以内に、今まで減免を受けていた自動車(旧車)の移転又は抹消の登録手続が必要です。

なお、旧車の処理状況により新車、旧車どちらかの自動車に自動車税種別割を課税する場合がありますので、「自動車税種別割の減免の適用」欄をご確認ください。

4 申請した内容に変更があったとき

婚姻等により氏名が変わった、住所が変わった、減免を受けている自動車のナンバーが変わったなど、申請した内容に変更があったときは、総合振興局等に連絡してください。

変更となった内容により、新たに減免申請が必要となる場合があります。

なお、道外のナンバーに変更した場合は、新住所地の都府県等に手続方法等をお問い合わせください。

5 減免の要件に該当しなくなったとき

次の例のように、減免の要件に該当しなくなったときは、速やかに総合振興局等に連絡してください。

- ・ 身体障がい者等の方だけで構成される世帯ではなくなった。
- ・ 身体障がい者の方の通院、通学、通所又は生業のためにおおむね週1日以上の使用をしなくなった。

リーフレット④

構造上、身体障がい者の方が利用するための自動車の減免

構造上、もっぱら身体障がい者の方が利用するために特別の仕様により製造又は構造変更された自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により自動車税環境性能割及び自動車税種別割又は軽自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

※ 「身体障がい者の方」の範囲については、リーフレット「自動車税等の減免について」をご覧ください。

特別の仕様により製造又は構造変更された自動車

車いすの昇降装置、固定装置（スロープ付き）又はサイドリフトアップシート等を装着している自動車。

※ 詳しくは、リーフレット「自動車税等の減免について」に記載の総合振興局等にお問い合わせください。

減免申請時に必要な書類等

減免の要件を満たしていることを確認しますので、次の書類等を提出(原本提示)してください。

- 1 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割・課税免除・減免申請書(提出) ※窓口にあります
- 2 自動車検査証又は電子車検証及び自動車検査証記録事項（電子車検証と併せて交付されます）(原本提示) ……………
(自動車を新しく取得する場合は自動車税(環境性能割・種別割)申告書又は軽自動車税(環境性能割)申告書を併せて提出)
- 3 身体障害者手帳等(原本提示) …………… 身体障がい者の方の確認のため
- 4 身体障がい者の方のための特別な仕様や構造であることを確認できる写真等(提出)

- ※1 4の写真等は自動車検査証で自動車の構造を確認することができない場合に必要となります。
- ※2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、保健所が発行する「精神障害者保健福祉手帳承認通知書」の提示を求める場合があります。
- ※3 福祉輸送事業等を行っており、不特定多数の身体障がい者の方のために使用する場合は、提出(原本提示)していただく書類が異なりますので、総合振興局等にお問い合わせください。
- ※4 自動車の使用状況などを確認するために、その他の書類を求める場合があります。
 詳しくは、総合振興局等にお問い合わせください。

減免を受けた後の手続き

- 1 現況確認照会書、現況回答書及び自動車税種別割納税証明書が届いたとき
 減免の要件を満たしていることを確認するため、車検有効期限の約2か月前に現況確認照会書により自動車の使用状況等を照会しますので、現況回答書に必要事項を記入の上、返送してください。
 なお、現況回答書の回答内容については、実態確認を行う場合があります。
 ※ 現況回答書を未提出の方又は住所変更手続をしていないため現況確認照会書が届かない方は、翌年度から減免を受けることができませんのでご注意ください。
- 2 継続検査又は構造等変更検査(車検)を受けるとき
 1の現況確認照会書に自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)を同封しておりますので、継続検査又は構造等変更検査時にご利用ください。
 なお、運輸支局のシステムで自動車税種別割の納税確認ができるため、自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)の提示を省略できます。
- 3 自動車を入れ替えるとき
 上記の「減免申請時に必要な書類」を用意の上、新たに取得した自動車の減免申請を行ってください。
- 4 申請した内容に変更があったとき
 婚姻等により氏名が変わった、住所が変わった、減免を受けている自動車のナンバーが変わったなど、申請した内容に変更があったときは、総合振興局等に連絡をしてください。
 変更となった内容により、新たに減免申請が必要となる場合があります。
 なお、道外のナンバーに変更した場合は、新住所地の都府県庁等に手続方法等をお問い合わせください。
- 5 減免の要件に該当しなくなったとき
 自動車を身体障がい者の方のために利用しなくなったなど、減免の要件に該当しないこととなったときは、速やかに総合振興局等に連絡してください。

社会福祉施設等の入所者の通所のために使用する自動車の減免

社会福祉施設等の設置者又は運営者が所有する自動車で、もっぱらその施設の入所者や通所者の通所・通園等のために使用する自動車については、申請により自動車税環境性能割及び自動車税種別割又は軽自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

※ もっぱらとは、入所者や通所者の通所・通園等のために全運行のおおむね7割以上使用することです。

減免申請時に必要な書類等

減免の要件を満たしていることを確認しますので、次の書類等を提出(原本提示)してください。

1 自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税環境性能割・課税免除・減免申請書(提出) ※窓口にあります	
2 自動車検査証又は電子車検証及び自動車検査証記録事項(電子車検証と併せて交付されます)(原本提示) ……………	自家用自動車の所有者及び使用者並びに自動車検査証の有効期間の確認のため
(自動車を新しく取得する場合は自動車税(環境性能割・種別割)申告書又は軽自動車税(環境性能割)申告書を併せて提出)	
3 運行計画書又は運行記録簿(運行実績が1か月以上の場合) ……	もっぱら入所者のために使用することを確認するため
4 社会福祉施設(※)に係る認可証など次のいずれか一つ(写し可)	
① 障害者総合支援法に規定する施設の場合 ……………	サービス事業者等の指定通知書等
② 児童福祉法に規定する施設の場合 } ……………	施設の設置認可書、設置届出書、事業開始の届出書又は受理通知書
③ 生活保護法に規定する施設の場合 } ……………	
④ 老人福祉法に規定する施設の場合 } ……………	
⑤ 身体障害者福祉法に規定する施設の場合 ……………	施設の設置届出書
⑥ 介護保険法に規定する施設の場合 ……………	事業開始の届出書、指定通知書等

※ 対象施設は次のとおりです。

- ① 障害者総合支援法に規定する施設等
障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う施設、障害福祉サービス(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を行う施設
 - ② 児童福祉法に規定する施設
児童発達支援センター、障害児入所施設、児童心理治療施設、障害児通所支援事業(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)を行う施設
 - ③ 生活保護法に規定する施設
救護施設、医療保護施設
 - ④ 老人福祉法に規定する施設
老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウスに限る。)、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設
 - ⑤ 身体障害者福祉法に規定する施設
身体障害者福祉センター、盲導犬訓練施設
 - ⑥ 介護保険法に規定する施設
介護老人保健施設(第二種社会福祉事業に限る。)、認知症対応型共同生活介護事業を行う施設
 - ⑦ 法定外施設
地域共同作業所(補助金の交付を受けているものに限る。)、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、盲人ホーム
- ※ 自動車の使用状況などを確認するために、その他の書類を求める場合があります。
詳しくは、総合振興局等にお問い合わせください。

減免を受けた後の手続き

- 1 現況確認照会書、現況回答書及び自動車税種別割納税証明書が届いたとき
減免の要件を満たしていることを確認するため、車検有効期限の約2か月前に現況確認照会書により自動車の使用状況等を照会しますので、現況回答書に必要事項を記入の上、返送してください。
なお、現況回答書の回答内容については、実態確認を行う場合があります。
※ 現況回答書を未提出の方又は住所変更手続きをしていないため現況確認照会書が届かない方は、翌年度から減免を受けることができませんのでご注意ください。
- 2 継続検査又は構造等変更検査(車検)を受けるとき
1の現況確認照会書に自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)を同封しておりますので、継続検査又は構造等変更検査時にご利用ください。
なお、運輸支局のシステムで自動車税種別割の納税確認ができるため、自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)の提示を省略できます。
- 3 自動車を入れ替えるとき
上記の「減免申請時に必要な書類」を用意の上、新たに取得した自動車の減免申請を行ってください。
- 4 申請した内容に変更があったとき
所在地が変わった、自動車を使用する施設が変わった、減免を受けている自動車のナンバーが変わったなど、申請した内容に変更があったときは、総合振興局等に連絡をしてください。
変更となった内容により、新たに減免申請が必要となる場合があります。
- 5 減免の要件に該当しなくなったとき
自動車を入所者や通所者のために利用しなくなったなど、減免の要件に該当しなくなったときは、速やかに総合振興局等に連絡してください。